

## 大田区手数料条例の一部を改正する条例について

(都市の低炭素化の促進に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の改正に伴う改正)

### 1 改正の背景

都市の低炭素化の促進に関する法律、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び関係省令告示の改正に伴い、低炭素建築物新築等計画認定申請及び建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請の認定申請単位の変更、誘導仕様基準の創設が行われたため、条例を改正する。

### 2 改正概要

条例に定める低炭素建築物新築等計画認定申請、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請及びこれらの変更認定申請の手数料について、以下のとおり改正する。

#### (1) 認定申請単位の変更

共同住宅等の住戸ごとの申請が廃止されたことに伴い、当該申請手数料を削除する。

#### (2) 誘導仕様基準による申請の手数料新設

戸建て住宅、共同住宅等及び複合建築物の住宅部分の認定申請において誘導仕様基準が創設されたことに伴い、誘導仕様基準による場合の申請手数料を新設する。

### 3 施行日

公布の日。

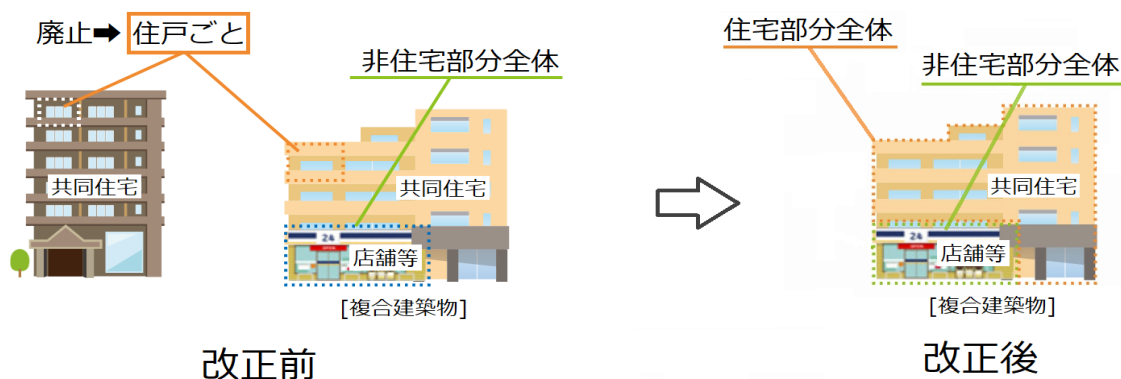
## (1) 認定申請単位の変更

### ○背景

2050年のカーボンニュートラルの実現に向け、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国交省令第68号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国交省令第67号）が施行された。これに伴い、ZEH・ZEB水準の省エネ性能の確保を目指し、建築物の一部について認定申請を行う場合の認定申請単位が以下の図のとおり変更された。（建築物全体の申請については従来どおり申請可能）

### ○改正概要

共同住宅等の住戸ごとの申請が廃止されたことにより、当該申請手数料を削除する。



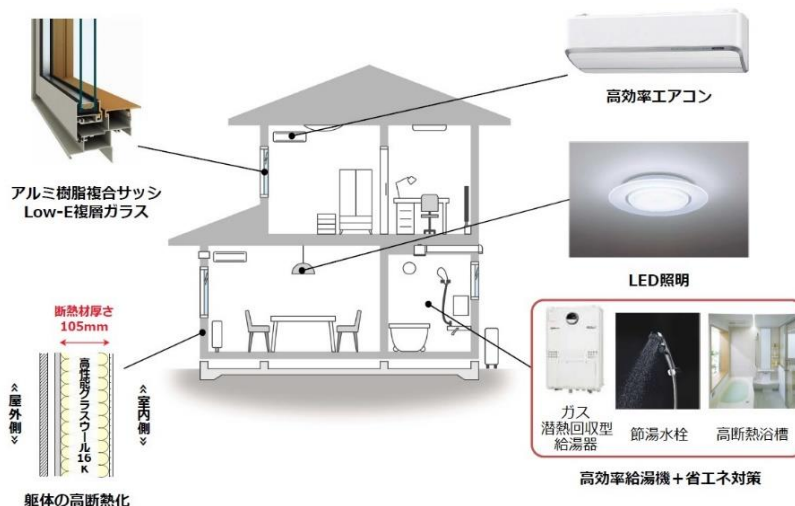
## (2) 誘導仕様基準による申請の手数料

### ○背景

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経産省・国交省令第2号）が施行された。これに伴い、省エネ性能の基準適合判定方法について、従来の精密な計算により省エネ性能を求める**標準計算**に加え、計算によらず、設置した設備の仕様により簡易に認定基準へ適合確認ができる**誘導仕様基準**が創設された。これは、ZEH・ZEB水準の省エネ性能の確保を目指すことを受けて、特に着工件数の多い住宅について簡易に適合確認ができるようにするためである。

### ○改正概要

誘導仕様基準の創設により、誘導仕様基準による場合の申請手数料を新設する。



▲誘導仕様基準イメージ

大田区手数料条例（昭和 32 年条例第 24 号）新旧対照表

新					旧											
○大田区手数料条例 昭和 32 年 12 月 2 日 条例第 24 号 第 1 条から第 6 条まで (略) 別表 1 (略) 別表第 2 (第 2 条関係)					○大田区手数料条例 昭和 32 年 12 月 2 日 条例第 24 号 第 1 条から第 6 条まで (略) 別表 1 (略) 別表第 2 (第 2 条関係)											
項	事務	名称及び額 (1 件につき)			徴収 時期	項	事務	名称及び額 (1 件につき)			徴収 時期					
1	(現 行の と お り)	(現行のとおり)			(現 行の と お り)	1	(略 )	(略)			(略 )					
		(1) (現行 のと お り)	一戸建て住宅 (人の居住以 外の用途に供する部分を有 しないものに限る。以下こ の表において同じ。)					(現行のと おり)	(略)	(1) (略 )		一戸建て住宅 (人の居住以 外の用途に供する部分を有 しないものに限る。以下こ の表において同じ。)		(略)		
			共同住 宅等 (共同 住宅、 長屋そ の他一 戸建て 住宅以 外の住 宅をい う。以	削 る				削る				削る	共同 住宅 等 (共 同住 宅、 長屋 その 他一 戸建 て住	住 戸 ご と の 申 請 の 場 合	申請戸数が 1 戸 のもの	4,700円
				削る				削る				削る			一の共同住宅等 のうち同時に申 請する戸数が 2 戸以上 5 戸以下 のもの	9,400円
削る	削る	削る	削る	一の共同住宅等 のうち同時に申 請する戸数が 6 戸以上 10 戸以下	16,000円											

新					旧						
			下この 表にお いて同 じ。)					宅以 外の 住宅 をい う。 以下 この 表に おい て同 じ。 )	<u>のもの</u>		
				<u>削る</u>					<u>一の共同住宅等 のうち同時に申 請する戸数が11 戸以上25戸以下 のもの</u>	<u>27,000円</u>	
				<u>削る</u>					<u>一の共同住宅等 のうち同時に申 請する戸数が26 戸以上50戸以下 のもの</u>	<u>45,000円</u>	
				<u>削る</u>					<u>一の共同住宅等 のうち同時に申 請する戸数が51 戸以上100戸以下 のもの</u>	<u>82,000円</u>	
				<u>削る</u>					<u>一の共同住宅等 のうち同時に申 請する戸数が101 戸以上200戸以下 のもの</u>	<u>131,000円</u>	
				<u>削る</u>					<u>一の共同住宅等 のうち同時に申 請する戸数が201 戸以上300戸以下</u>	<u>170,000円</u>	

新							旧																
					<u>削る</u>										<u>削る</u>					<u>のもの</u>			
																					<u>一の共同住宅等</u>	<u>185,000円</u>	
																					<u>のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの</u>		
				<u>削る</u>	<u>住戸の部分</u> <u>(人の居住の用途に供する部分に限る。以下この表において同じ。)</u>	(現行のとおり)														<u>二の建築物の申請の場合</u>	住戸の部分 (人の居住の用途に供する部分に限る。以下この表において同じ。)	(略)	(略)
					<u>共用廊下等の部分</u> <u>(住宅の用途に供す</u>	(現行のとおり)															共用廊下等の部分 (住宅の用途に供す	(略)	(略)

新								旧							
				る共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下この表において同じ。)								る共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下この表において同じ。)			
				非住宅の部分(住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分)をいう。以下この表にお	(現行のとおり)	(現行のとおり)						非住宅の部分(住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分)をいう。以下この表にお	(略)	(略)	

新					旧				
			いて同 じ。)				いて同 じ。)		
	その他 の建築 物	(現行のとおり)		(現行のと おり)		その 他の 建築 物	(略)		(略)
(2) (現行 のと おり)	<u>一戸建 て住宅</u>	<u>誘導仕様基準(建 築物エネルギー消 費性能基準等を定 める省令(平成28 年経済産業省・国 土交通省令第1 号)第十条第1項 第2号イ(2)及 び同号ロ(2)に 定める基準をい う。以下この表に おいて同じ。)に よる場合</u>		<u>21,000 円</u>		(2) (略 )	<u>一戸建て住宅</u>		<u>35,000 円</u>
		<u>誘導仕様基準以外 による場合</u>		<u>35,000 円</u>					

新					旧							
			共同住宅等	削る	削る				共同住宅等	住戸	申請戸数が1戸のもの	35,000円
				削る						ご	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの	69,000円
				削る						と		
				削る						の		
				削る						申請		
				削る						の	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの	97,000円
				削る						場合		
				削る							一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの	137,000円
				削る							一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの	197,000円



新					旧														
				削る					削る					一の共同住宅等 のうち同時に申 請する戸数が51 戸以上100戸以下 のもの	283,000円				
				削る					削る					一の共同住宅等 のうち同時に申 請する戸数が101 戸以上200戸以下 のもの	385,000円				
				削る					削る					一の共同住宅等 のうち同時に申 請する戸数が201 戸以上300戸以下 のもの	508,000円				
				削る					削る					一の共同住宅等 のうち同時に申 請する戸数が301 戸以上のもの	600,000円				
				削る	住戸 の部分	誘 導 仕 様 基 準	建築物 の総戸 数が1 戸のも の	21,000 円						二 の 建 築 物 の	住 戸 の 部 分	建築物の総 戸数が1戸 のもの	35,000円		

新					旧								
				に よ る 場 合	建築物 の総戸 数が2 戸以上 5戸以 下のも の	39,000 円				申 請 の 場 合	建築物の総 戸数が2戸 以上5戸以 下のもの	69,000円	
					建築物 の総戸 数が6 戸以上 10戸以 下のも の	56,000 円					建築物の総 戸数が6戸 以上10戸以 下のもの	97,000円	
					建築物 の総戸 数が11 戸以上 25戸以 下のも の	80,000 円					建築物の総 戸数が11戸 以上25戸以 下のもの	137,000円	
					建築物 の総戸 数が26 戸以上	120,000 円					建築物の総 戸数が26戸 以上50戸以 下のもの	197,000円	









新							旧									
					<u>共用廊</u> <u>下等の</u> <u>部分</u>	(現 行の とお り)	(現行のと おり)						共用廊 下等の 部分	(略)	(略)	
					<u>非住宅</u> <u>の部分</u>	(現 行の とお り)	(現行のと おり)						非住宅 の部分	(略)	(略)	
			その他 の建築 物		(現行のとおり)	(現行のと おり)	(現行のと おり)			その 他の 建築 物		(略)	(略)	(略)		
2	(現 行の とお り)	(現行のとおり)							2	(略)	(略)					
		(1) (現行 のとお り)	一戸建て住宅			(現行のと おり)	(現 行の とお り)			(1) (略)	一戸建て住宅		(略)	(略)		
			共同住 宅等	<u>削</u> <u>る</u>	<u>削る</u>		<u>削る</u>				共同 住宅 等	<u>住</u> <u>戸</u> <u>ご</u> <u>と</u> <u>の</u> <u>申</u> <u>請</u> <u>の</u>	<u>申請戸数が1戸</u> <u>のもの</u>	<u>3,300円</u>		
					<u>削る</u>		<u>削る</u>					<u>一の共同住宅等</u> <u>のうち同時に申</u> <u>請する戸数が2</u> <u>戸以上5戸以下</u> <u>のもの</u>	<u>6,600円</u>			

新					旧							
				削る	削る				場 合	一の共同住宅等 のうち同時に申 請する戸数が6 戸以上10戸以下 のもの	11,000円	
				削る	削る					一の共同住宅等 のうち同時に申 請する戸数が11 戸以上25戸以下 のもの	19,000円	
				削る	削る					一の共同住宅等 のうち同時に申 請する戸数が26 戸以上50戸以下 のもの	32,000円	
				削る	削る					一の共同住宅等 のうち同時に申 請する戸数が51 戸以上100戸以下 のもの	58,000円	
				削る	削る					一の共同住宅等 のうち同時に申 請する戸数が101 戸以上200戸以下	93,000円	



新							旧										
					削る	削る									のもの		
															一の共同住宅等 のうち同時に申 請する戸数が201 戸以上300戸以下 のもの	122,000円	
					削る	削る									一の共同住宅等 のうち同時に申 請する戸数が301 戸以上のもの	134,000円	
				削る	<u>住戸の 部分</u>	(現 行の とお り)	(現行のと おり)							二 の 建 築 物 の 申 請 の 場	住戸の 部分	(略)	(略)
					<u>共用廊 下等の 部分</u>	(現 行の とお り)	(現行のと おり)								共用廊 下等の 部分	(略)	(略)
					<u>非住宅 の部分</u>	(現 行の	(現行のと おり)								非住宅 の部分	(略)	(略)

新						旧							
				と お り)					倉				
		その 他 の 建 築 物	(現 行 の と お り)		(現 行 の と お り)			そ の 他 の 建 築 物	(略)		(略)		
	(2) (現 行 の と お り)	<u>一戸建て住 宅</u>	<u>誘導仕様基準 による場合</u>		<u>15,000円</u>		(2) (略)	<u>一戸建て住宅</u>		<u>18,000円</u>			
			<u>誘導仕様基準 以外による場 合</u>		<u>18,000円</u>								
		共同住 宅等	<u>削 る</u>	<u>削る</u>	<u>削る</u>		共同 住宅 等	<u>住 戸 ご と の 申 請 の 場 合</u>	<u>申請戸数が1戸 のもの</u>	<u>18,000円</u>			
				<u>削る</u>	<u>削る</u>				<u>一の共同住宅等 のうち同時に申 請する戸数が2 戸以上5戸以下 のもの</u>	<u>37,000円</u>			
				<u>削る</u>	<u>削る</u>				<u>一の共同住宅等 のうち同時に申 請する戸数が6 戸以上10戸以下 のもの</u>	<u>52,000円</u>			

新						旧					
				削る	削る					一の共同住宅等 のうち同時に申 請する戸数が11 戸以上25戸以下 のもの	74,000円
				削る	削る					一の共同住宅等 のうち同時に申 請する戸数が26 戸以上50戸以下 のもの	108,000円
				削る	削る					一の共同住宅等 のうち同時に申 請する戸数が51 戸以上100戸以下 のもの	159,000円
				削る	削る					一の共同住宅等 のうち同時に申 請する戸数が101 戸以上200戸以下 のもの	221,000円
				削る	削る					一の共同住宅等 のうち同時に申 請する戸数が201 戸以上300戸以下 のもの	291,000円

新						旧								
					削る							一の共同住宅等 のうち同時に申 請する戸数が301 戸以上のもの	342,000円	
				削る	住戸の 誘導の 仕様の 部分	建築物 の総戸 数が1 戸のも の						一の 住戸の 部分	建築物 の総戸 数が1 戸のも の	18,000円
					準 に よ る 場 合	建築物 の総戸 数が2 戸以上 5戸以 下のも の						建築物 の総戸 数が2 戸以上 5戸以 下のも の	37,000円	
						建築物 の総戸 数が6 戸以上 10戸以 下のも の						建築物 の総戸 数が6 戸以上 10戸以 下のも の	52,000円	

新						旧								
					建築物 の総戸 数が11 戸以上 25戸以 下のも の	<u>56,000円</u>					建築物 の総戸 数が11 戸以上 25戸以 下のも の	<u>74,000円</u>		
					建築物 の総戸 数が26 戸以上 50戸以 下のも の	<u>85,000円</u>					建築物 の総戸 数が26 戸以上 50戸以 下のも の	<u>108,000円</u>		
					建築物 の総戸 数が51 戸以上 100戸 以下の もの	<u>128,000円</u>					建築物 の総戸 数が51 戸以上 100戸 以下の もの	<u>159,000円</u>		
					建築物 の総戸 数が 101戸	<u>184,000円</u>					建築物 の総戸 数が 101戸	<u>221,000円</u>		

新							旧														
						以上 200戸 以下の もの									以上 200戸 以下の もの						
						建築物 の総戸 数が 201戸 以上 300戸 以下の もの	241,000円								建築物 の総戸 数が 201戸 以上 300戸 以下の もの	291,000円					
						建築物 の総戸 数が 301戸 以上の もの	278,000円								建築物 の総戸 数が 301戸 以上の もの	342,000円					
					誘 導 仕 様 基 準 以	建築物 の総戸 数が1 戸のも の	18,000円														
						建築物 の総戸	37,000円														

新								旧										
						外 に よ る 場 合	数が2 戸以上 5戸以 下のも の 建築物 の総戸 数が6 戸以上 10戸以 下のも の											
								52,000円										
							建築物 の総戸 数が11 戸以上 25戸以 下のも の		74,000円									
							建築物 の総戸 数が26 戸以上 50戸以 下のも		108,000円									

新						旧												
					の													
					建築物	159,000円												
					の総戸													
					数が51													
					戸以上													
					100戸													
					以下の													
					もの													
					建築物	221,000円												
					の総戸													
					数が													
					101戸													
					以上													
					200戸													
					以下の													
					もの													
					建築物	291,000円												
					の総戸													
					数が													
					201戸													
					以上													
					300戸													
					以下の													
					もの													
					建築物	342,000円												



新							旧								
						<u>の総戸数が301戸以上のもの</u>									
					<u>共用廊下等の部分</u>	(現行のとおり)	(現行のとおり)					<u>共用廊下等の部分</u>	(略)	(略)	
					<u>非住宅の部分</u>	(現行のとおり)	(現行のとおり)					<u>非住宅の部分</u>	(略)	(略)	
			その他の建築物	(現行のとおり)		(現行のとおり)				その他の建築物	(略)		(略)		

備考  
削る

備考

(1) 共同住宅等の一の建築物を申請する場合には、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用廊下等の部分若しくは非住宅の部分が存在しない場合又は共用廊下等の部分を除く場合は、当該部分の額は加算しない。

(2) 共同住宅等の住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合

新	旧
	<u>合においては、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。</u>

新					旧						
別表第3（第2条関係）					別表第3（第2条関係）						
項	事務	名称及び額（1件につき）			徴収時期	項	事務	名称及び額（1件につき）			徴収時期
1	（現 行の と お り）	（現行のとおり）				1	（略 ）	（略）			
		（1） （現行のとおり）	（現行のと おり）	（現行のと お り）	（現 行の と お り）			（1）（略）	（略）	（略）	（略 ）
		（2） （現 行 の と お り）	モデル建 物法（建 築物エネ ルギー消 費性能基 準等を定 める省令  （平成28	（現行のと お り）	（現行のと お り）			（略）	（略）	（略）	（略）
							（2 ） （略 ）	モデル建物 法（建築物 エネルギー 消費性能基 準等を定め る省令（平	（略）	（略）	

		<p><u>年経済産業省</u>・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。) 第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量（以下この表において「一次エネルギー消費量」という。)の算出に用いるべき標準的な</p>							<p><u>成28年経済産業省</u>・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。) 第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量（以下この表において「一次エネルギー消費量」という。)の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。以下この表（3</p>			
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

			建築物を用いて評価する方法をいう。以下この表（3の項及び4の項を除く。）において同じ。）による場合						の項及び4の項を除く。）において同じ。）による場合				
			標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。以下	（現行のとおり）	（現行のとおり）				標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。以下この表（3の項及び4	（略）		（略）	

			この表(3の項及び4の項を除く。)において同じ。)による場合											
2	建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく建築物	(現行のとおり)												
		(1)非住宅部分の用途が工場等のみ	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)									(略)
		(2)(現行のとおり)	モデル建物法による場合	(現行のとおり)	(現行のとおり)									(略)
			標準入力法等による場合	(現行のとおり)	(現行のとおり)									(略)
2	建築物省エネ法第12条第2項及び第13条第3項の規定に基づく建築物	(略)												
		(1)非住宅部分の用途が工場等のみ	(略)	(略)	(略)									(略)
		(2)(略)	モデル建物法による場合	(略)	(略)									(略)
			標準入力法等による場合	(略)	(略)									(略)

	エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定						エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定						
3	(現行のとおり)	(現行のとおり)			(現行のとおり)	(現行のとおり)	(略)	(略)			(略)	(略)	
	(1) (現行のとおり)	(現行のとおり)			(現行のとおり)	(略)	(1) (略)	(略)			(略)	(略)	
		一戸建て住	<u>削る</u>	<u>削る</u>	<u>削る</u>		一戸建て住	<u>住戸ごとの申請の場合</u>	<u>当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>9,700円</u>			

宅 以 外 の 建 築 物	削る	削る		宅 以 外 の 建 築 物	一の建 築物の 申請の 場合	当該住戸の 床面積の合 計が300平方 メートル以 上2,000平方 メートル未 満のもの	21,000円	
	削る	削る				当該住戸の 床面積の合 計が2,000平 方メートル 以上5,000平 方メートル 未満のもの	46,000円	
	削る	削る				当該住戸の 床面積の合 計が5,000平 方メートル 以上のもの	81,000円	
	削る	住宅部分 (建築物省 エネ法第11 条第1項に 規定する住 宅部分をい う。以下こ	(現 行の とお り)			(現行 のとお り)	住宅部分 (建築物省 エネ法第11 条第1項に 規定する住 宅部分をい う。以下こ	(略)

				<u>の表において同じ。)</u>							<u>の表において同じ。)</u>			
				<u>非住宅部分</u>	(現 行の とお り)	(現 行の とお り)					<u>非住宅部分</u>	(略)	(略)	
( 2 ) (現行 のとお り)	<u>二 戸 建 て 住 宅</u>	<u>誘導 仕様 基準 (省 令第 10条 第1 項第 2号 イ(2) 及び 同号 ロ(2) に定 める 基準 をい う。 以下 この</u>	<u>当該住宅の 床面積の合 計が200平方 メートル未 満のもの</u>	<u>20,000円</u>					( 2 ) ( 略 )	<u>一戸建て住 宅</u>	<u>当該住宅の 床面積の合 計が200平方 メートル未 満のもの</u>	<u>34,400円</u>		
			<u>当該住宅の 床面積の合 計が200平方 メートル以 上のもの</u>	<u>22,000円</u>							<u>当該住宅の 床面積の合 計が200平方 メートル以 上のもの</u>	<u>38,400円</u>		



			<u>表において同じ。)</u> による場合										
			<u>誘導仕様基準以外による場合</u>	<u>当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの</u>	<u>34,400円</u>								
				<u>当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの</u>	<u>38,400円</u>								
		<u>一戸建て住宅以外</u>	<u>削る</u>	<u>削る</u>	<u>削る</u>				<u>一戸建て住宅以外</u>	<u>住戸ごとの申請の場合</u>	<u>当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>69,100円</u>	
				<u>削る</u>	<u>削る</u>	<u>削る</u>	<u>当該住戸の床面積の合計が300平方</u>	<u>116,000円</u>					

			の建築物								の建築物									
				削る									メートル以上2,000平方メートル未満のもの							
													当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの							196,000円
				削る									当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの							281,000円
			削る	住宅部分	誘導仕様基準による	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの			38,000円				一の建築物の申請の場合	住宅部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル未満のもの					69,100円

						る	当該部	66,000										当該部	116,0	
						場	分の床	円										分の床	00円	
						合	面積の											面積の		
							合計が											合計が		
							300平方											300平方		
							メートル											メートル		
							ル以上											ル以上		
							2,000平											2,000平		
							方メー											方メー		
							トル未											トル未		
							満のも											満のも		
							の											の		
							当該部	118,000										当該部	196,0	
							分の床	円										分の床	00円	
							面積の											面積の		
							合計が											合計が		
							2,000平											2,000平		
							方メー											方メー		
							トル以											トル以		
							上5,000											上5,000		
							平方メ											平方メ		
							ートル											ートル		
							未満の											未満の		
							もの											もの		
							当該部	179,000										当該部	281,0	
							分の床	円										分の床	00円	

						<u>面積の</u>												<u>面積の</u>		
						<u>合計が</u>												<u>合計が</u>		
						<u>5,000平</u>												<u>5,000平</u>		
						<u>方メー</u>												<u>方メー</u>		
						<u>トル以</u>												<u>トル以</u>		
						<u>上のも</u>												<u>上のも</u>		
						<u>の</u>												<u>の</u>		
						<u>透</u>	<u>当該部</u>		<u>69,100</u>											
						<u>導</u>	<u>分の床</u>		<u>円</u>											
						<u>仕</u>	<u>面積の</u>													
						<u>様</u>	<u>合計が</u>													
						<u>基</u>	<u>300平方</u>													
						<u>準</u>	<u>メートル</u>													
						<u>以</u>	<u>ル未満</u>													
						<u>外</u>	<u>のもの</u>													
						<u>に</u>	<u>当該部</u>		<u>116,000</u>											
						<u>よ</u>	<u>分の床</u>		<u>円</u>											
						<u>る</u>	<u>面積の</u>													
						<u>場</u>	<u>合計が</u>													
						<u>合</u>	<u>300平方</u>													
							<u>メートル</u>													
							<u>ル以上</u>													
							<u>2,000平</u>													
							<u>方メー</u>													
							<u>トル未</u>													
							<u>満のも</u>													



					宅 部 分	<p>エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷</p> <p>(以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。</p> <p>4の項にお</p>	行 の と お り )	行 の と お り )															<p>エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷(以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。<a href="#">以下</a>4の項において同じ。)に</p>
--	--	--	--	--	-------------	--	----------------------------	----------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

						いて同じ。)による場合														よる場合				
						標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。4の項において同じ。)による場合	( 現 行 の と お り )	( 現 行 の と お り )												標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。以下4の項において同じ。)による場合	(略)		(略)	
4	(現 行の	(現行のとおり)																		4	(略)	(略)		

とお り)	( 1 ) (現行 のとおり)	一戸建て住宅		( 現 行 の と お り )	( 現 行 の と お り )			( 1 ) ( 略 )	一戸建て住宅		(略)	(略)		
		一戸建て住宅以外の建築物	<u>削る</u>	<u>削る</u>					<u>削る</u>	一戸建て住宅以外の建築物	<u>住戸ごとの申請の場合</u>		<u>当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの</u>	<u>6,900円</u>
			<u>削る</u>	<u>削る</u>					<u>削る</u>				<u>当該住戸の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u>	<u>15,000円</u>
			<u>削る</u>	<u>削る</u>					<u>削る</u>				<u>当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u>	<u>32,000円</u>
			<u>削る</u>	<u>削る</u>					<u>削る</u>				<u>当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル</u>	<u>57,000円</u>



				<u>削る</u>	<u>住宅部分</u>	( 現 行 の と お り )	(現 行 の と お り )								<u>以上のもの</u>			
					<u>非住宅部分</u>	( 現 行 の と お り )	(現 行 の と お り )								<u>一の建 築物の 申請の 場合</u>	住宅部分	(略)	(略)
																非住宅部分	(略)	(略)
		(2) (現 行 の と お り)	<u>一戸建て 住宅</u>	<u>誘 導 仕 様 基 準 に</u>	<u>当該住宅の 床面積の合 計が200平方 メートル未 満のもの</u>		<u>14,000 円</u>							(2) (略)	<u>一戸建て住宅</u>		<u>当該住 宅の床 面積の 合計が 200平方 メート ル未満</u>	<u>24,20 0円</u>

				よる場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	15,000円							のもの		
				誘導仕様基準以外による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	24,200円							当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	27,000円	
					当該住宅の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	27,000円									
		一戸建	削る	削る		削る									
		一戸建											住戸ごとの申請の場合	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル未満のもの	48,500円







					非住宅部分	( 現 行 の と お り )	(現行のと おり)	(現行 の と お り)							非住宅部分	(現行 の と お り)	(現行 の と お り)	(現 行 の と お り)	
5	(現 行の とお り)	(現行のとおり)	一戸建て住宅				(現行のと おり)	(現行のと おり)	(現 行 の と お り)						一戸建て住宅			(略)	(略)
		(1) 申請に 併せて 建築物 省エネ 法第2 条第1 項第3 号の建 築物エ	一 戸 建 て 住 宅 以 外	住 宅 部 分	(現行のと おり)	(現行のと おり)	(現行のと おり)	(現行のと おり)	(現 行 の と お り)					一 戸 建 て 住 宅 以 外	住 宅 部 分	(略)	(略)	(略)	(略)
			非 住 宅 部 分		(現行のと おり)	(現行のと おり)	(現行のと おり)	(現行のと おり)	(略)							(略)	(略)	(略)	(略)



		( 2 ) (現行 のと お り)	一 戸 建 て 住 宅	性能 基 準 (省 令 <u>第 1 条 第 1 項 第 2 号 イ (1)</u> 及び 同号 ロ (1) に定 める 基準 をい う。 )に よる 場合	(現行のと おり)	(現行のと お り)				( 2 ) ( 略 )	一 戸 建 て 住 宅	性能基 準(省 令 <u>第1 条第1 項第2 号イ (1)(i)</u> )及び 同号ロ (1)に 定める 基準を い う。) による 場合	(略)	(略)	
			住 宅 簡 易	(現行のと お り)	(現行のと お り)						住 宅 簡 易 評 価	(略)	(略)		



				<p>評価  ( <u>省令第1条第1項第2号イ(2)</u>  及び同号ロ(2)  又は同号イ(3)  及び同号ロ(3)  に定める基準をいう。)</p>																		<p>(省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)又は同号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準をいう。)による場合</p>												
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--





	住宅部分	標準入力法等による場合	(現行のとおり)	(現行のとおり)	
備考					
<p>(1) 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により非住宅部分が備えるべき消費性能を有することが確かめられた場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、<u>建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料</u>又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料の額は、それぞれ1の項の(2)、2の項の(2)、<u>5の項の(2)の非住宅部分</u>及び6の項の(2)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。</p> <p>(2) <u>省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により非住宅部分が備えるべき消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書</u>に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、それぞれ3の項の(2)の非住宅部分及び4の項の(2)の非住宅部分に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。</p> <p><u>削る</u></p>					

	の非住宅部分	標準入力法等による場合	(略)	(略)	
備考					
<p>(1) 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により非住宅部分が備えるべき消費性能を有することが確かめられた場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更該当していることの証明手数料の額は、それぞれ1の項の(2)、2の項の(2)及び6の項の(2)に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。</p> <p>(2) 省令<u>第10条第1項第1号ただし書</u>に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、それぞれ3の項の(2)の非住宅部分及び4の項の(2)の非住宅部分に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。</p> <p><u>(3) 省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー</u></p>					

<p><u>(3)</u> (略)</p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>削る</u></p> <p><u>削る</u></p> <p><u>削る</u></p> <p><u>(7)</u> 建築物省エネ法第34条第3項に規定する申請建築物に自他供給型熱源機器等（建築物省エネ法第34条第3項に規定する自他供給型熱</p>	<p><u>ギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により非住宅部分が備えるべき消費性能を有することが確かめられた場合の建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、5の項の(2)の非住宅部分に掲げる標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6)</u> (略)</p> <p><u>(7)</u> (略)</p> <p><u>(8)</u> <u>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が申請に含まれない場合は、当該部分の額は合算しない。</u></p> <p><u>(9)</u> <u>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。</u></p> <p><u>(10)</u> <u>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。</u></p> <p><u>(11)</u> 建築物省エネ法第34条第3項に規定する申請建築物に自他供給型熱源機器等（建築物省エネ法第34条第3項に規定する自他供給型熱源機器等</p>
---	---

源機器等をいう。)を設ける場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物における一の建築物の手数料の額及び他の建築物(建築物省エネ法第34条第3項に規定する他の建築物をいう。)における一の建築物の手数料の額を合算した額とする。

**(8)** 建築物省エネ法第36条第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第26条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更を除く。)を行う場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、変更のある一の建築物の手数料の額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として建築物省エネ法第34条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、3の項の規定により算出した額とする。

**(9)** 建築物省エネ法第34条第3項に規定する他の建築物について、建築物省エネ法第35条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(以下この表において「性能向上計画認定」という。)を受けた場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、1の項の(1)に示す手数料と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法が性能向上計画認定と同じ場合に限る。

**(10)** 建築物省エネ法第34条第3項に規定する他の建築物について、性能向上計画認定を受けた場合の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、2の項の(1)に示す手数料と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法が性能向上計画認定と同じ場合に限る。

削る

をいう。)を設ける場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物における一の建築物の手数料の額及び他の建築物(建築物省エネ法第34条第3項に規定する他の建築物をいう。)における一の建築物の手数料の額を合算した額とする。

**(12)** 建築物省エネ法第36条第1項に規定する認定建築主が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第26条に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更を除く。)を行う場合の建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、変更のある一の建築物の手数料の額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として建築物省エネ法第34条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、3の項の規定により算出した額とする。

**(13)** 建築物省エネ法第34条第3項に規定する他の建築物について、建築物省エネ法第35条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(以下この表において「性能向上計画認定」という。)を受けた場合の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、1の項の(1)に示す手数料と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法が性能向上計画認定と同じ場合に限る。

**(14)** 建築物省エネ法第34条第3項に規定する他の建築物について、性能向上計画認定を受けた場合の建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、2の項の(1)に示す手数料と同額とする。ただし、エネルギー消費性能の評価方法が性能向上計画認定と同じ場合に限る。

**(15)** 建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料

(11) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請（省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準により当該認定申請を行う場合を除く。）において共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、これらの認定申請に係る床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。

(12) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請（誘導仕様基準による場合に限る。）及び建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請（誘導仕様基準による場合に限る。）を行う場合の手数料の額並びに省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準により共同住宅の建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請を行う場合の手数料の額は、当該認定申請に係る床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。

#### 付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第68号）の施行の際、現に都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の認定を受けている又は同法第53条第1項の規定による認定の申請がなされている低炭素建築物新築等

の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が申請に含まれない場合は、当該部分の額は合算しない。

(16) 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請又は建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請（省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準により当該認定申請を行う場合を除く。）において共同住宅の共用部分を除く場合の手数料の額は、これらの認定申請に係る床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。

(17) 省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準により共同住宅の建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請を行う場合の手数料の額は、当該認定申請に係る床面積から当該住宅部分の共用部分の床面積を除いた床面積により算出した額とする。

計画の同法第55条第1項の規定による変更の認定の申請については、この条例による改正前の大田区手数料条例別表第2の2の項の規定は、なおその効力を有する。

3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年国土交通省令第67号）の施行の際、現に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項の認定を受けている又は同法第34条第1項の規定による認定の申請がなされている建築物エネルギー消費性能向上計画の同法第36条第1項の規定による変更の認定の申請については、この条例による改正前の大田区手数料条例別表第3の4の項の規定は、なおその効力を有する。